

請 願 文 書 表 (令和6年2月29日定例会提出)

請願第8号

環境清美工場の移転に関する請願書 (市民環境委員会付託)

令和6年2月9日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
左京地区自治連合会  
会長 田 中 明 外4名  
紹介議員 山 口 裕 司 土 田 敏 朗

要旨

奈良市が平成17年12月26日に調印した公害調停 (奈良県平成15年 (調) 第1号事件) を忠実に遵守され、速やかに環境清美工場を移転されることを求めます。

理由

平成15 (2003) 年8月26日、約3, 200人の住民が、環境清美工場の稼働に伴う健康及び生活上の被害をなくすため、同施設の操業停止と移転を求めて公害調停申請書を提出しました。

そして、平成17 (2005) 年12月26日に調停が成立しました。

成立した調停条項には次のようなことが定められています。

- ①平成20 (2008) 年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定すること。
- ②平成23 (2011) 年3月末日を目標として、新施設用地を確定する。
- ③新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。

今は、令和6 (2024) 年、既に調停成立から19年になろうとしています。建設工事に着手する目標とされた平成23 (2011) 年からも13年が経過しています。何事にもスピードが求められるこの時代に、このような大きな遅れが生じているのは信じ難いことです。特に、焼却炉の老朽化が進んでいることに照らすと一刻も早い移転が求められます。

最近一部の人から、現地建て替えを検討するべきであるという意見が出されているようですが、とんでもないことです。この調停条項は、奈良県公害調停審査会での20回に及ぶ期日での審議を経て、申請人と奈良市との間で合意され、奈良市議会で平成17 (2005) 年12月8日に全会一致で採択されたものです。

成立した調停条項は、3, 524名の申請人と奈良市との間で交わされた合意です。その合意を一方的にほごにできることなどあり得ません。

合意を変更できるのは、調停が成立した時に想定できなかった明白な事情変更があった場合だけです。ところが、合意を変更することができるような事情変更はありません。

以上の次第ですので、早急に環境清美工場を移転されるよう請願いたします。